○経済産業省告示第百二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年四月二十日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	
5131	カワイ株式会社	兵庫県三木市平田二百五十八番地	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 平成二十四年一月三十一日から平成二十五年一月三十日まで

○国土交通省告示第四百八十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録養成施設の名称　九州測量専門学校
二　変更後の登録養成施設設置者の住所　熊本県熊本市北区龍田七丁目三六番八〇号
三　変更後の登録養成施設の所在地　熊本県熊本市北区龍田七丁目三六番八〇号
四　変更年月日　平成二十四年四月一日
五　登録番号　補・第5―㈡号

二　登録養成施設の名称　仙台工科専門学校
二　変更後の学科又は学科に相当するものの名称　測量学科、環境土木工学科
三　変更年月日　平成二十四年四月一日
四　登録番号　補・第7―㈡号

三　登録養成施設の名称　札幌理工学院
二　変更後の登録養成施設設置者の名称　一般財団法人全国建設研修センター
三　変更後の学科又は学科に相当するものの名称　土木工学科
四　変更年月日　平成二十四年四月一日
五　登録番号　補・第10―㈡号

四　登録養成施設の名称　福岡国土建設専門学校
二　変更後の登録養成施設の長の氏名　上床　隆彦
三　変更後の学科又は学科に相当するものの名称　測量技術科、都市環境設計科、測量技術情報科
四　変更年月日　平成二十四年四月一日
五　登録番号　補・第11―㈡号

五　登録養成施設の名称　新潟工科専門学校
二　変更後の登録養成施設の長の氏名　齋藤　麻一
三　変更後の学科又は学科に相当するものの名称　環境測量科
四　変更年月日　平成二十四年四月一日
五　登録番号　補・第17―㈡号

六　登録養成施設の名称　智泉ライセンスカレッジ
一　変更後の登録養成施設の名称　智泉福祉製菓専門学校
二　変更年月日　平成二十四年四月一日
三　登録番号　補・第18―㈡号

○国土交通省告示第四百八十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の十一の規定により、養成業務の全部の休止の届出があったので、同法第五十一条の十九第三号の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　養成業務を休止した登録養成施設設置者の名称　学校法人愛和学園
二　養成業務を休止した登録養成施設の名称　専門学校都市デザインカレッジ愛知
三　養成業務を休止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を休止した者の登録番号　補・第8―㈡号
五　養成業務を休止した者の住所　愛知県名古屋市名東区神里二丁目一六八番地
六　休止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　休止期間　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの休止期間を延長し、平成二十五年三月三十一日までとする。

2
一　養成業務を休止した登録養成施設設置者の名称　学校法人川島学園
二　養成業務を休止した登録養成施設の名称　鹿児島建設専門学校
三　養成業務を休止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を休止した者の登録番号　補・第9―㈡号
五　養成業務を休止した者の住所　鹿児島県鹿児島市五ヶ別府町字桃ヶ迫三五九一番三
六　休止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　休止期間　平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線
㈡　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長

米沢市中田町字太田一一〇二七番一から同市窪田町小瀬字鎌倉下五六〇番二まで　前　二一・四メートル　二六一・九メートル　一・七一四キロメートル
後　二一・四メートル　一三五・五メートル　一・七一四キロメートル

㈢　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十三号
㈢　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長

変更前
後別

米沢市中田町字太田一一〇二七番一から同市窪田町小瀬字江一二四・一六メートル～二一九・七五メートル　七・八〇〇キロメートル
中子六七五番一まで

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十三号
㈢　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長

変更前
後別

米沢市中田町字太田一一〇二七番一から同市窪田町小瀬字鎌倉下五六〇番二まで　前　二一・四メートル　二六一・九メートル　一・七一四キロメートル
後　二一・四メートル　一三五・五メートル　一・七一四キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所